

平成 29 年度門真市住居表示審議会議事録

○日 時 平成 29 年 12 月 20 日（水）午後 2 時～午後 2 時 20 分

○場 所 門真市役所本館 2 階 大会議室

○出席者

（門真市住居表示審議会委員）10 名中 10 名出席

石川委員、金子委員、中道委員、内海委員、河内委員、久木元委員、熊本委員
寺前委員、大田委員、西村委員

（事務局）8 名

まちづくり部 木村部長、良次長

都市政策課 橋本課長、岩田参事、金森課長補佐、石水主査、米元係員、砂川係員

○議題案件：第 16 次住居表示の実施について（議案第 1 号）

事務局	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門真市附属機関に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に基づく本審議会成立の報告 ・ 市長挨拶 ・ 委員紹介 ・ 事務局紹介 ・ 資料確認 ・ 会長、副会長の選出
事務局	<p>私より、議案第 1 号「第 16 次住居表示の実施について」説明をさせていただきます。失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>まず 1 ページ目をお願いします。門真市長から住居表示審議会会長に対しての諮問書でございます。</p> <p>2 ページ目は、「新町区域面積と大字」でございます。今回、新設する町名「北島東町」、面積「約 7.5ha」、旧大字「北島」でございます。</p> <p>続きまして、3 ページ目は住居表示実施状況を示す位置図でございます。赤色個所が今回の実施区域でございます。</p> <p>4 ページ目は「現在の大字分布図」でございます。今回は大字北島の一部が実施対象になります。</p> <p>5 ページは「新町区画及び町名図」でございます。北島東町を新設いたします。</p> <p>以上が、議案書の説明でございます。</p> <p>引き続き、本案件についてパワーポイントを使って詳細を説明させていただきます。お手元の資料 5 及び前方の画面をご覧ください。</p> <p>説明内容につきましては、はじめに住居表示の概要について説明させていただき、本日の案件でございます「町区画案」「町名案」について説明させていただきます。</p> <p>それでは、はじめに住居表示の概要について説明させていただきます。</p> <p>住居表示が実施されていない地域は土地の地番を住所として使用しているため、地番が順序よく並んでいない、同一の地番に多くの家が密集しているなど分かりにくい状況になっております。</p> <p>住居表示は、建物に対して町名・街区符号・住居番号を付けることで、〇〇町〇番〇号という表記になり、分かりやすくなります。</p> <p>住居表示実施の利点と致しまして、「住所が規則的に並び、目的地も分かりやすく</p>

なること」「行政事務の処理が早くでき、行政サービスが向上すること」等があげられます。

続きまして、門真市における住居表示実施状況を説明させていただきます。

第1次住居表示を昭和39年11月1日に実施して以降、平成26年11月22日施行の第15次住居表示まで実施しております。

第15次住居表示完了時点で、市域面積1230haのうち、実施面積は約1132ha、実施率は約92%となっております。

前方画面位置図の黄色箇所が実施済み区域、青色箇所が未実施区域でございます。

本日審議いただく「第16次住居表示の実施について」は、赤色箇所が対象区域になっております。

それでは、第16次住居表示の内容について説明させていただきます。

まずはじめに、町区画について説明させていただきます。

今回の住居表示実施区域は、北は大字打越と大字北島、東は門真第十号水路、南は上八箇荘水路、西は第二京阪道路に囲まれた約7.5haの地域で、おおむね北島東土地区画整理事業区域が対象となっております。

町区画の設定につきましては、総務省により、住居表示の実施基準が示されており、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるとし、町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものとしています。

今回はこれらの基準と、土地区画整理事業区域を勘案し、町区画案を定めております。

続きまして、町名案について説明させていただきます。

まず、先ほど説明いたしました町区画案に、北島東町（きたじまひがしまち）を新設するのが、今回の町名案でございます。

また、町の名称の定め方につきましても、総務省の定めた住居表示の実施基準の中に示されております。

それによりますと、町の名称は、できるだけ従来の町の名称に準拠することとしており、その名称には、当該地域における歴史・伝統・文化の上で由緒のある名称を含むとしています。その上で、常用漢字を用いるなど、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものとするとしております。

これらの基準と地元の意見等を勘案し、今回の町名案としております。

また、昭和59年に「北島町」の町名を住居表示しており、北島町の東に位置すること及び土地区画整理事業の区域名も踏まえまして、「北島東町」（きたじまひがしまち）の町名案とするものです。

北島という名称につきましては、旧村名である北島村にちなんでおり、明治22年4月1日の町村制施行により、常称寺村、野口村、横地村、打越村と合併し大和田村となり、北島はその大字でありました。

その後、大和田村は昭和31年9月30日に門真町、四宮村、二島村と合併し門真町となり、昭和38年8月1日、市制施行を経て、現在は門真市の大字となっております。

「北島」の名称の由来につきましては、「三ツ島村」の北に新たに形成された村落であることにちなんであろうとされています。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

平成29年門真市議会第3回定例会において、今回の住居表示実施区域と住居表示の方法について、議決をいただいております。

本日の審議会において、町区画と町名について、ご承認いただき、住居表示に関

	<p>する法律第5条の2の規定により、字の区域の変更、並びに町の新設の案を30日間公示いたします。その後、平成30年第1回定例会に議案を提出し、北島東土地区画整理事業の換地処分と同日に住居表示を実施する予定となっております。以上で、説明を終了させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>説明は終わりました。これより審議に入ります。ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。 意見がないようですので、審議を終了いたします。 それでは、お諮りいたします。議案第1号「第16次住居表示の実施について」原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第1号「第16次住居表示の実施について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。 以上で、議案審議は終わりました。議事の運営にご協力賜りましたことを厚くお礼申し上げます。それでは事務局に進行をお返します。</p>
<p>司会</p>	<p>中道会長、ありがとうございました。 おかげさまで、本日の議案について原案どおり承認いただきました事をお礼申し上げます。 これで平成29年度住居表示審議会を終了いたします。本日はご審議についてご協力賜りましたことをお礼申し上げます。どうもありがとうございました。</p>